

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 福寿会
主たる事務所の所在地	〒278-0007 千葉県野田市金杉2325番地1
代表者（職名・氏名）	理事長 岡田 安郎
設立年月日	昭和63年6月10日
電話番号	04-7125-8871

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称・	デイサービスセンター 福寿園	
サービスの種類・	第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）	
事業所の所在地・	〒278-0007 千葉県野田市金杉2325番地1	
電話番号・	04-7125-8871	
指定年月日・事業所番号・	平成1年12月18日指定	1271300160
実施単位・利用定員・	1単位	定員20人
通常の事業の実施地域・	野田市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日、祝日 ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人、 兼務 1人
看護職員（機能訓練指導員と兼務）	非常勤 3人
介護職員	兼務 1人、 非常勤 5人
機能訓練指導員（看護職員と兼務）	非常勤 3人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 棚田 小夜子
管理責任者の氏名	管理者 山崎 美紀

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の利用料

【基本部分】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	17,980円（1月につき）	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援2	36,210円（1月につき）	3,621円	7,242円	10,863円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額				
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	
生活機能向上 グループ活動加算	生活機能の向上に対して実施される日常生活上の支援を行った場合	1,000円	100円	200円	300円	
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症の方を受入、サービスを提供する場合	2,400円	240円	480円	720円	
栄養アセスメント 加算	利用者ごとの低栄養のリスクなどを把握して栄養相談などを行い、必要に応じてケアマネジャーに栄養改善サービスの検討を依頼するなどの対応を行った場合	500円	50円	100円	150円	
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合	2,000円	200円	400円	600円	
口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔掃除の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行った場合	1,500円	150円	300円	450円	
一体的サービス 提供加算	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施しており、サービスを行う日を月に2回以上設けている場合	4,800円	480円	960円	1,440円	
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者・要支援1	880円	88円	176円	264円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）※		事業対象者・要支援2	1,760円	176円	352円	528円
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）※		事業対象者・要支援1	720円	72円	144円	216円
		事業対象者・要支援2	1,440円	144円	288円	432円
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）※		事業対象者・要支援1	240円	24円	48円	72円
		事業対象者・要支援2	480円	48円	96円	144円
介護職員等	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	上記基本部分と各種加算の				

処遇改善加算 I ※		合計 9. 2%
------------	--	----------

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

食費	食事の提供をする場合、1食につき545円の食費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、第1号通所事業(通所介護相当サービス)は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無 料
利用予定日の当日	利用者負担金の10%の額

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、ご指定の口座より自動引き落としでのお支払い(翌月26日)となります。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差し上げます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏 名 所在地 電話番号	— —
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	() — —

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び野田市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 04-7125-8871
	面接場所 当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	野田市介護保険課 介護予防係	電話 04-7125-1111
	千葉県国民健康保険団体連合会	電話 043-254-7318

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	千葉県野田市金杉2325番地の1
	事業者(法人)名	社会福祉法人福寿会
	代表者職・氏名	理事長 岡田 安郎 印
	説明者職・氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者(又は法定代理人)

	住所	
	本人との続柄	
	氏名	印

立会人	住所	
	氏名	印